

判決年月日	平成 2 6 年 1 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10155号		
○ 名称を「車椅子」とする発明（座面の高さを変えずに巾調節が可能な車椅子）について、引用発明と周知技術又は公知技術から容易想到ではないとして無効審判請求を不成立とした審決を、①引用発明の認定、②相違点の認定及び③容易想到性の判断のいずれにも誤りがあるとして取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項

原告は、被告が特許権者である名称を「車椅子」（特許第3993996号）とする特許の無効審判請求をした（無効2011-800069号）。

本件発明は、回転するX字型の枠下部に取り付けられた下側杆に枢軸を挿通し、その枢軸を、上下方向に複数の軸穴のある下側杆取付部の軸穴に挿通して支持することによって、座面の高さを変えずに車椅子の巾調節をするものである。一方、引用発明（ドイツ連邦共和国実用新案第29721699号明細書に記載された発明）は、回転するX字型の枠下部に取り付けられた軸受パイプ（下側杆に相当）を軸受ブロックで支持し、この軸受ブロックが、上下方向に複数の穴のある保持コンソールにねじを螺入して同部材に取り付けられることによって、座面の高さを変えずに車椅子の巾調節をするものである。

審決は、①引用発明の軸受パイプには軸は挿通されていないと認定し、②これを前提に、本件発明と引用発明との相違点は、[1]本件発明の下側杆が枢軸を介して枢支されている点、[2]本件発明の下側杆に挿通された枢軸が下側杆取付部に設けられた軸穴に支持されている点と認定した上で、③<1>軸受パイプ内部に軸を挿通させる態様に変更することは当業者が適宜なし得ることであるから、相違点[1]は容易想到であるとしたものの、<2>このような改変の結果である引用発明の軸受パイプの軸の支持構造を、本件発明の枢軸の支持構造のように改変することを示唆等する刊行物はなく、相違点[2]は容易想到ではないとした。その結果、原告の無効審判請求を不成立とした。

本判決は、①引用発明にはもともと軸受パイプ内に軸が挿通されている構造であるから、審決の引用発明認定は誤りであり、②その結果、審決の相違点認定も誤りであるとした上で、③更に進んで、新たな相違点（相違点[1]を改変したことを前提にした相違点[2]に相当）の容易想到性についても検討を加えた。そして、本件発明と引用発明との相違点は、軸、軸受ブロック、ねじなどを用いた軸受支持構造に代えて、部材の数を低減させ、軸と両端取付部を用いた軸受支持構造を採用したところに尽きるとした上で、後者のような支持構造は本件特許の出願当時の周知技術であるから、この周知技術を用いて、引用発明の軸受支持構造に代えて本件発明の軸受支持構造とすることは容易想到であるとした。

その結果、本判決は、引用発明の認定、相違点認定及び相違点判断に関する審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。